

債務承認弁済契約書（雛型）

会社名等（以下「甲」という）と個人名等（以下「乙」という）は、乙が甲に弁済すべき金銭債務が存在することを確認し、債務承認弁済契約（以下「本件契約という」）を締結する。

第1条（目的）

本件契約は、甲及び乙が第2条に規定する乙の不法行為により発生した債権債務を確認し、その弁済方法を定めることを目的とする。

第2条（債務承認）

乙は、甲に与えた損害として、現在、下記金額合計 xxxxx 円を甲に返還する義務が存在することを確認する。

- 平成 xx 年 xx 月から平成 xx 年 xx 月 円
- 平成 xx 年 xx 月から平成 xx 年 xx 月 円
- 平成 xx 年 xx 月から平成 xx 年 xx 月 円

第3条（弁済条件）

乙は、甲に対し、以下の条件で債務を弁済することを約し、甲はこれを承諾する。

- 元金 平成 年 月から平成 年 月まで毎月 日限り各金 万円
平成 年 月限り金 円
- 利息 毎月 日限り、その時点での未払利息金を支払う。

第4条（弁済方法）

乙は、甲に対し、第2条に定める弁済金を甲の指定する銀行口座に振込送金により行う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第5条（期限の利益喪失）

乙が以下の各号のいずれかに該当したとき、乙は本件契約及びその他、甲との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を当然に失い、乙は甲に対して、乙が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

- 本件契約の条項に違反したとき
- 乙が債務の弁済を1回でも遅延したとき
- 他の債務のため、強制執行若しくは保全処分又は銀行取引停止処分を受け、又は競売、再生手続開始若しくは破産の申し立てがあったとき
- 国税滞納処分又はその例による差押えを受けたとき
- 乙が甲に通知なくして住所を移転したとき

第6条（公正証書）

本件契約を強制執行認諾約款付きの公正証書とし、乙が第2条に規定する債務を履行しない場合、乙は直ちに強制執行を受けても異義のない事を承諾する。

第7条（遅延損害金）

乙が本件契約に基づく金銭債務の弁済を遅延したときは、甲に対して、支払総額から既払金を控除した金額に対する、弁済期日の翌日から完済にいたるまで、年パーセントの割合による遅延損害金を付加して支払う。

第8条（通知義務）

乙は、乙の住所について変更があった場合には、直ちに甲に対して通知しなければならない。

第9条（合意管轄）

甲及び乙は、本件契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第10条（協議）

本件契約に定めのない事項又は本件契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

上記契約を証するため、甲及び乙は、本契約書を2通作成し、甲乙丙各自記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 （住所） xx 県 xx 市 xx 区 xx 丁目 xx 番 xx 号
（氏名） xxxxxx 印

乙 （住所） xx 県 xx 市 xx 区 xx 丁目 xx 番 xx 号
（氏名） xxxxx 印